

低価主義と期間損益計算

——損益計算的低価主義試論——

飯 野 利 夫

一 問題の所在

大蔵省企業会計審議会の「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第四 棚卸資産の評価について」(以下、単に、連続意見書という)は、低価主義をば、「棚卸資産評価の一般原則たる原価主義に対する例外的な評価原則」であるとし、それを具体的に適用するための評価基準としての低価基準を「原価基準の例外」と考えている(第一三 一)。ところが「適正な期間損益算定の見地からすれば、決算貸借対照表における評価基準としては、取得原価基準を採用しなければならない」(第一二 一)当然の結果として、「低価主義は、期間損益計算の見地からすると合理性をもたない」ことになる

(第一三 一)。連続意見書にあらわれた期間損益の算定と低価主義との関係に関するこのような理解は、ひろく行なわれ、いまやわがくには通説となっている。たとえば、「低価主義は合理的な期間損益を算定せしめるための原価配分方法とはなりがたいといわねばならない。合理的な期間損益を算定するには、純粹の原価主義を貫くべきであり、低価主義はこの合理性を阻害するものと解すべきである。」⁽¹⁾とする番場教授の所論は、このことに関するかぎり、連続意見書と全くおなじである。

そしてこのような期間損益計算の立場からは合理性をもたない低価主義がみとめられる理由として、連続意見書は、それを棚卸資産に適用することによって、棚卸資産が「通常の営業過程においていくばくの資金に転化す

るかを示すことも、ある意味では有用である」ことと「各国の税法も低価基準の適用に伴う評価損を例外なく課税所得の計算上損金に算入する建前をとっている」ことの二つをあげている(いずれも、第一三 一)。すなわち、低価主義容認の根拠を会計または貸借対照表のもつ資金的意義と各国税法が例外なく認めているという事実とに求めているのである。

そして連続意見書は「低価基準をささえる保守主義の思考からすれば」としていることからあきらかなように(第一三 一)、低価主義の基本的性格を保守主義に求めている。低価主義は「当期費用の正しい評量という考え方ではなく、むしろ予想できる損失をあらかじめこれを考慮する、という保守主義の立場から認められるところのものである。」とする山下教授の説や「低価主義は理論的には欠点を有するけれども、保守主義の立場から擁護せられ、一般に認められた会計慣行となっている。」とする渡辺教授の所論をひきあいに出すまでもなく、低価主義の理論的根拠として、その唯一つのものではないにしても、重要なものとして保守主義をあげることもまた、ひろく行なわれているところである。そのかぎりでは、連続意見書のこの部分もまた、たんに通説を書きつづけたにすぎないものというのであろう。

それにしても、低価主義はたしてこのように保守主義をぬきにしては論じ得ない性質のものであろうか。したがってそれは期間損益計算という観点からは全く合理性をもち得ないものなのであろうか。本稿は、低価主義の損益計算的性格およびそれをめぐる会計上の諸問題を解明せんとする一試論である。

(1) 番場嘉一郎「棚卸資産会計」木村重義他著『資産会計』中央経済社 昭三六 二六八頁

(2) 山下勝治著『会计学一般理論』千倉書房 昭三四 一三〇—一三一頁

(3) 渡辺 進「原価主義と低価主義」山下勝治編『会計の論理・商法の論理』中央経済社 昭三六 一五三頁—一五四頁

二 低価主義と損益計算

低価主義と損益計算との関連について、渡辺教授は次のようにいわれる。すなわち「元来営業利益は、売上高の増加によって増加し、売上高の減少によって減少するものであって、財務諸表はこの事実を反映しなければなら

(41) 低価主義と期間損益計算

らない。原価主義評価は正に、この目的に合致するものである。低価主義評価は評価損失を当期の損益計算に算入することによって、当該期間の損益を正確に反映しないものといえる。⁽¹⁾として(傍点筆者)、このことをペイトンのあげている例によって論証しておられる。期末棚卸資産を低価主義によって評価すれば、その結果得られる営業利益は必ずしも売上高のみによって影響されないで、価格下落という、いわば経営外的な要素によってゆがめられることとなり、その結果、「低価主義評価は比較可能性ある数値を与えず、営業成績の判断を誤らしめる」⁽²⁾ことになるというのである。そこでは特定期間の損益よりはむしろ、営業利益により重点がおかれていることに注意すべきであろう。

しかしこのような所論は、低価主義の適用にもとづく評価損についてある特定の会計処理を前提としてはじめて妥当性をもつ。すなわち低価主義による評価額を製・商品の場合には、売上原価算定のための期末棚卸額として用いることによって、低価主義の適用にもとづく評価損をすべて、売上原価に吸収させ、また材料の場合には、材料評価損として、売上高から控除するという会計

処理を前提としての所論である。なるほど、企業会計原則注解は、低価主義の適用にもとづく評価損について、そのような処理をといっている。しかしこれのみが唯一つの処理ではない。それどころか、このような処理が合理的ではないことはすでに多くの人々によって指摘されている。⁽³⁾期末棚卸資産の評価にあたって低価主義を適用したとしても、売上原価または材料費の計算にあたっては、原価による期末棚卸額を用いて、その結果生ずる評価損を売上高から控除せずまたは営業利益計算から排除して、これを営業外費用となるような処理をすれば、ここでは「比較可能性」が得られ、「営業成績の判断」を誤らしめない営業利益が計算されることになる。上にかかげた渡辺教授の所論は、低価主義を先験的に資産評価に關する基準と考え、損益計算については、その基準が損益計算に及ぼす影響という観点から、いわば結果的にのみ把握しているにすぎない点に注意しなければならぬ。したがって、それは低価主義の期間損益計算に及ぼす影響に關する批判というよりはむしろ、低価主義の適用にもとづく評価損を売上高控除項目とする会計処理に對するものといふべきであろう。

渡辺教授はまた次のようにもいわれる。すなわち、「棚卸資産の原価は一般に販売によって費用化されるものであるが、低価主義の適用は、販売に先立って棚卸資産原価を損益計算に吸収することになる。」とされ、かくて「低価主義の適用による評価損の計上は、決して実現した損失を意味するものでなく、単に回収不能となるべき原価部分を予測して、当期の損失を増加せしめているに過ぎないものである。」として、期間損益計算の立場から低価主義を批判しておられる(傍点筆者)。すなわち低価主義を適用すれば、本来、当該棚卸資産が販売その他によって現実に費用化する次期以後の期に帰属すべき損失を繰上げて計上することになるというのである。低価主義に対するこのような批判は、たとえば「期末棚卸資産を次期以後において販売するときに実現すべき販売損失を当期に吸収することは、当期の期間損益を適正に算定するために必要なことか否か。」とする番場教授の設問のなかにもうかがわれる(傍点筆者)。

上に引用した所論においてあるいは「『実現』した損失」ではないといい、あるいは「『実現』すべき販売損失」という。ここに損失の実現とは、損失であること、

すなわち、原価額のうちで回収出来なくなった部分のあったことが確実になることを意味する。そしてそれは、通常の場合、販売という事実によって確定する。したがって、さきに引用した所論は、次のように要約することができるであろう。すなわち、低価主義を適用して販売以前に価格の下落による評価損を期間費用として損益計算に算入することは、その後、価格の反騰のあった場合には、事後的には、損失ではなかった部分までも損益計算に算入することになり、その結果、その額だけ、現実に当該棚卸資産が販売された期間の利益は少なく、あるいは損失は多く計上されることになるので、低価主義は損益の期間的峻別をみだすことになるというのである。販売されるまでは当該棚卸資産についての損益は確定せず、したがってそのときまで利益と同様に損失もまた計上してはならないとすれば、棚卸資産に関するかぎり、会計期間を度外視して、販売を待って販売されたものだけについて、損益を計算することになるので、そのような処理は、すぐれて客体計算的である。このような処理ははたして妥当であろうか。

近代的企业会計の基本的な課題の一つとして、期間損

益計算をあげることに、ほとんど異論はないであろう。それが損益計算である点においてフランコ・ジャーマン法にみられたような財産Ⅱ資本計算と異なり、期間計算である点において中世のいわゆる口別計算と区別せられる。期間計算の立場からは、決算日において棚卸資産の時価について下落という事実があり、かつその額が客観的に測定可能であるかぎり、価格下落にもとづく損失は、当該期間に発生したものととして、その期の損益計算に算入することは費用認識に関する発生主義にてらして妥当であるばかりではなくて、期間損益計算という観点からも合理的である。そしてその損失は、損益計算の立場からは、財産Ⅱ資本計算の場合のように、第一次的には、資産の評価損として把握して、これを売上原価に算入するという方法によるのではなくて、発生している原価喪失額または投下資本のうちでの回収不能額として、原価性は勿論、費用性も認められず、損失として、営業外費用または利益剰余金調整項目として処理されることになる。

かくて発生した損失を、それが実現する期まで繰延べる原価主義よりも、発生した期の損失または利益剰余金

の負担とする低価主義こそ、一部の人々の所論とは逆に、損益の期間的峻別によりよく役立つというべきであろう。したがって当初、財産Ⅱ資本計算または財産表示貸借対照表との関連において一般的に認をうけるにいたった低価主義も、いまや、期間損益計算の観点から十分に理論的根拠をもちうるように思われる。しかしひとしく低価主義と称しつつも、これら二つのものはその本質を全く異にすることに注意すべきである。

(1) 渡辺 進 前掲論文 一五一頁

(2) 渡辺 進 前掲論文 一五三頁

(3) 低価主義の適用にもとづく評価損の性格については、次のものを参照されたい。

飯野利夫「低価主義による評価損の性格」『会計』六六

卷二号

(4)(5) 渡辺 進 前掲論文 一五三頁

(6) 番場嘉一郎 前掲論文 二六七頁

(7) 低価主義の系譜については、次のものを参照されたい。

A. C. Littleton, "A Genealogy for Cost or Market," *Accounting Review*, June 1941.

関口重之「低価主義の系譜」『青山経済論集』七卷一号

アメリカ会計学における財産計算的低価主義から損益計算的低価主義への転換については、次のものを参照されたい。

飯野利夫「低価主義の変貌」一橋大学産業経済研究所編
『現代商学の基本問題』新紀元社 昭二五

三 低価主義と貸借対照表計算

低価主義については、さらに次のような批判がある。

すなわち「価格の低落に伴って次期に実現すべき回収不能原価が正当に当期の費用を構成するのであれば、逆に価格の上昇に伴って次期に実現すべき利益の増加が見込まれる場合、この見込超過利益(正常利益をこえる利益)も、正当に当期の収益を構成すると考えなければならぬ⁽¹⁾」にもかかわらず「予想される損失すなわち未実現損失だけを計上することは片手落である⁽²⁾」というのである。これは、未実現損失のみを計上し、未実現利益を計上しない低価主義は首尾一貫性に欠けることになり、それをささえるものは保守主義以外に求めることはできないという主張につながる。はたしてそうであらうか。

いわゆる費用性資産への支出額は、いうまでもなく、費用配分の原則の適用によって、当期の費用に属する部分としからざる部分とに分けられ、前者は費用として損益計算書に位置づけられ、後者は支出・未費用または資

産として貸借対照表に記載される。このように費用配分の原則は、損益計算書だけを規制するものでもなければ、貸借対照表だけを支配するものでもない。損益計算書と貸借対照表の双方に関係するものである。したがって、当面の問題である低価主義の適用をうける棚卸資産もまた、費用性資産の一種であるので、損益計算書の側面のみならず貸借対照表との関連においても検討すべきはすのものである。これら二つのうち、いずれか一方からの検討にのみ終始して、他の側面からの検討を行なわないことこそ、片手落の譏をまぬがれないであろう。ところが、さきにのべた低価主義の首尾一貫性に関する批判は、もっぱら利益または損失の側面、したがって損益計算書の立場からのものである。それでは費用配分が関係をもついま一つの側面である貸借対照表の側面からは、低価主義はどのように評価さるべきか。この問題の解明のなかに、低価主義と首尾一貫性の関係を解き明す鍵がひそんでいるように思われる。ここに貸借対照表というのは、継続企業を前提とする近代的企業会計のもとでは、財産Ⅱ資本計算的貸借対照表ではなくて、損益計算的貸借対照表であることはいうまでもない。

貸借対照表を現金、資本および損益または収支についての未解決項目 (schwebende Posten) 又は „noch nicht Posten“ を収容するためのものであるとする立場がある。これは損益計算の観点からする貸借対照表本質観に関する一つのものであって、かのシュマールンバッハによって代表されるものである。このような所論のもとでは、貸借対照表は当期業績主義的損益計算のもとにおける利益剰余金計算書のように、適正な期間損益計算を行なうための補助手段⁽³⁾、すなわち、損益計算の副産物 (Nebenprodukt)⁽⁴⁾ にはかならないとみるのである。したがってそこでは貸借対照表はそれ自身全く内容のないたんなる形式的なものにすぎない。このような貸借対照表本質観は財産表示的貸借対照表に対する批判として提唱されたこともあって、その生成の当時、したがって学説史的にはともかく、それ自体を一つの会計理論としてとりあげた場合、余りにも損益計算の観点、より正しくは収益・費用の側面だけが強調されすぎているように思われる。このような所論の出現はいわば一つの反動的現象であり、したがってその所論は、転換期における先駆的なものとしての意味をしかもちえないように思われる。

低価主義について損益計算書に記載される未実現損益という利益または損失だけを論究の対象とする、さきにかかげた問題提起の方法をはじめとして、少数ながら存在する低価主義への損益計算的接近方法では、貸借対照表としては、主として未解決項目が収容されるシュマールンバッハ的な、きわめて形式化され空虚化したものが暗黙のうちに考えられているように思われる。それらの所説では、たとえば、貸借対照表は「損益計算の副産物」であるという場合、それが単に副産物であるというのか、それとも副産物でありながら、同時に損益計算とは異なった目的のために奉仕し、損益とは異なったものを計算表示しているというのか、必ずしも明確ではない。

ところが貸借対照表を損益計算書とならぶ独立の財務表であるとするときには異論はないように思われる。貸借対照表における数値を用いて財務上の判断を行なうことができるのも、それが独立の、そして実質的な意味をもつからにはかならない。したがって、貸借対照表についても、損益計算の観点から、その実質的意味を考究し、さきにもべた低価主義と未実現損益の問題、さらに

は、一般的にいつて、低価主義をこのような意味での損益計算的貸借対照表の観点からあらためて吟味することが必要になってくる。

- (1) 番場嘉一郎著『棚卸資産会計』国元書房 昭三七 八一頁
- (2) 番場嘉一郎著 前掲書 八九一頁
- (3) E. Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 7. Aufl., Leipzig 1939, S. 118.
- (4) E. Schmalenbach, „Kaufmännisches und Kameralistisches Rechnungswesen“, *Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 1909 / 10, S. 351.

四 貸借対照表的損益計算と低価主義

いうまでもなく、企業は利益の獲得をその基本的な嚮導目標として活動を行なう。それは計算的には、投下した資金よりも、より多額の資金を回収獲得するということである。このような観点からは、期間利益は次のようにして計算される。

期間利益 = 投下資金期末有価 - 投下資金期首有価 + 損益の差以生外の原因にもとづく期中資金増減額……(1)

(1) 式における投下資金は、継続企業を前提とするかぎ

り、たんなる現金もしくは貨幣ではなくて、いろいろの形態をとっている。すなわち受取手形や売掛金のように販売過程を経て回収過程に存在するものもあれば、回収過程を経て預貯金となり、あるいは本来的な営業過程からは脱落して貸付金となっているものもある。これらは現金とともに、貨幣性資産とよばれる。これに対して、全体として生産、販売または一般管理のために役立つ機械、設備、建物等もあれば、生産過程に投下されるのを待機中の原材料、現に生産過程にある仕掛品、さらに生産を終了して販売されるのを待機している商品、製品などがある。これらのものは貨幣性資産に対して費用性資産とよばれる。

資産はすべて、企業資金の具体的運用形態である当然の結果として、貨幣性資産は勿論、費用性資産もまた、その本質は貨幣以外の何ものでもない。機械、原材料、商品等はたんにその現象形態であるにすぎない。ところが貨幣性資産も費用性資産とともに貨幣であるとはいえず、これら二つのものはその性質を異にする。すなわち、一方は貨幣そのものであるか、販売によって一応回収された回収資金であるのに対して、他方はまだ販売

以前の過程にあるものとして、未回収資金である点において両者は相違する。前者は貨幣そのものであるか、もしくは取立または引出によって貨幣となる将来の貨幣であるのに対して、後者は過去における支出の結果としての過去の貨幣にほかならない。このような両資産の差異はまたその測定にも影響を及ぼす。貨幣性資産は、取立可能見込額、すなわち将来の収入額によって測定され、費用性資産は支出額によって測定されることになる。

しかしこのことは決して期末に存在する費用性資産はつねに過去の支出額そのものによって測定することを意味するものではない。たとえば機械や建物のように、本来長期間の使用を目的として、直接的にも、間接的にも売却を目的としないものは、支出額を基礎とした減価償却という手続によって計上された費用額を、過去の支出額から控除した残額、すなわち未償却残高によって測定されることになる。それは支出額に会計的加工を行なうて算定された価額であって、支出額そのものではない。そこで重要なのは、そのものの時価は全く問題とはなり得ないということである。未償却残高はいま一つ重要な意味をもつ。すなわち本来、販売を目的としないこの種

資産は、棚卸資産とはちがって、それに対して投下された資金は、減価償却という手続によってのみ回収され、それ以外の方法では投下された資金を合理的に回収することはできないということである。

これに対して費用性資産である棚卸資産の場合には、期末に存在する商品、製品、原材料等はそれへの支出額から、正規の払出または棚卸不足によって費用または損失となったものを控除した残額、すなわち期末に存在するものへの支出額によって測定することになる。時価とはかわりなく、支出額のうちでの未回収額、すなわち原価によって評価するのである。資産評価についての取得原価主義、収益認識についての実現主義または販売基準はこのような理論的根拠にもとづく。このように費用性資産の貸借対照表価額は、損益計算的には将来の費用を意味し、資金的には、投下資金のうちでの未回収額をあらわす。

しかし償却性資産の場合には、投下資金のうちでの未回収額である正規の減価償却による未償却残高によって測定すると過大評価になる場合がある。たとえば固定資産が減失、毀損した場合には、その部分に見合う支出額

を償却した残額によって測定しなければならない。支出額のうちで滅失、毀損した部分に相当する額は、もはや将来の収益獲得のために役立たず、したがって支出効果を喪失したものととして、その期の利益に負担せしめるために損失として計上しなければならない。その部分への資金の投下額は、減価償却という形ではなくて、損失計上という形を通じて、過去または今期の利益から回収されることになるのである。

棚卸資産の場合にも、期末有高を未回収資金の額をもって測定することが必ずしも妥当ではない場合がある。棚卸資産には、それ自身販売を目的とするもの、それに加工して販売されるものおよび販売されるものを生産するために短期間のうちに費消されるものが含まれる。通常の営業過程において販売されるか、加工もしくは変形されて将来販売されることになるかの相違はあるにしても、通常の営業過程における販売に、直接または間接に関係をもつのがこの種資産の特性である。したがって資金の観点からは、この種資産について重要なのは、投下資金額のうちでの回収額、未回収額とを知ることだけではない。未回収額について、さらにはたしてそ

の全額を販売によって回収することが出来るか否か、回収不能額が存在しないか否かをたしかめなければならない。もし未回収額のうちで、販売によって回収できないと見込まれる額があるとすれば、その原因は何であれ、そのことにはかわりなく、これを損失とするとともに、その額だけ期末棚卸資産の額を引き下げなければならない。このことは投下された資金が販売という行為によって回収される棚卸資産の本質に於いて当然のことである。したがって棚卸資産は、投下された資金、すなわち原価ではなくて、そのうちの回収可能額によって測定されることになる。

このような資金の投下、回収の観点から、期間損益を計算する(1)式をかきあらためると次のようになる。

$$\text{期間利益} = \text{現金} + \text{回収資金の取立可能額} - \text{回収済投下資金額} \dots\dots\dots (2)$$

ところが

$$\begin{aligned} \text{回収済投下資金額} &= \text{資金投下額} - \text{未回収投下資金額} \dots\dots (3) \\ \text{未回収投下資金額} &= \text{未回収投下資金のうち回収可能額} + \text{未回収投下資金のうち効果持続額} \dots\dots\dots (4) \end{aligned}$$

である。よって(3)式および(4)式を(2)式に代入すると、次のようになる。

(49) 低価主義と期間損益計算

期間利益＝(現金＋回収資金の取立可能額)－(資金投下額
－未回収投下資金のうち回収可能額－未回収投下資金の
うち効果持続額)……………(5)

(5)式を整理すれば、次のようになる。

現金＋回収資金の取立可能額＋未回収投下資金のうち回収
可能額＋未回収投下資金のうち効果持続額＝資金投下額
＋期間利益……………(6)

(6)式における左辺は資産をあらわし、右辺の資金投下額は資金を源泉から把握した負債および資本の合計額と一致する。したがって、(6)式は貸借対照表の基本構造をあらわし、(5)式は貸借対照表における損益計算の構造をあらわす。かくて貸借対照表は損益計算の副産物ではなくて、損益計算書とは別個の側面から、損益計算書とは異なる方法によって、損益の計算を行なっているのである。公表貸借対照表において貸借対照表におけるこのような損益計算の構造が必ずしも明確に認識されないのは、現実の貸借対照表では、その財政状態表示職能、すなわち企業資金についてその源泉と形態との側面からの(6)式的表示に重点がおかれているためである。

以上のことから明らかなように、棚卸資産の本質を財貨ではなくて貨幣とみる立場から、精々いいうること

は、その評価は取得原価を超えてはならないということと、すなわち評価益を計上してはならないということだけであって、評価損の計上の是否は、そのこととは論理的な関係はない。このことは取得原価主義と論理的なつながりをもつ販売基準がもっぱら収益に関する基準であって、費用または損失に関する基準ではないことから明らかである。棚卸資産原価のうちで、回収不能額が見込まれる場合には、(5)式に示した貸借対照表における損益計算の構造から明らかなように、棚卸資産について、資金投下額のうちで回収不能額を評価損として計上することによって、資金投下額の中での回収可能額によってそれを評価するのではなく、適正な期間損益を計上することはできない。かくて、未実現利益は計上せず、未実現損失はこれを計上する低価主義は、期間損益計算の見地からも合理性をもつ。したがって低価主義の適用にもとづく未実現損失および未実現利益の計上に関する首尾一貫性は、本来、問題とはなり得ない筋合ののである。未実現利益と未実現損失についての異った処理は適正な期間損益を計算する過程において必然的に派生するものであり、この場合、未実現利益と未実現損失につい

て首尾一貫した取扱を行なうとすれば、かえって適正な期間損益は計算されないことになる。

五 低価主義における時価

低価主義の適用に関して、原価と比較される時価とは何であるか、時価と比較される原価とは何であるか、低価主義についてその期間的継続適用が要請されるか、などいろいろの問題がある。これらはすべて、低価主義の本質との関連において解明されるべきはいうまでもない。

低価主義の時価についてアメリカ公認会計士協会のステイトメントは、低価主義は棚卸資産支出のうち、残留有用性 (residual usefulness) を測定する手段を提供することを意図するものであり、したがってその場合における時価とは、棚卸日における有用性を示すものと解さるべきであるとする。そしてそれは同等の有用性を得ようとするれば、当該棚卸資産日に通常の営業過程において支払われなければならないであろう支出額に相当する額、すなわち現在の取替原価 (current replacement cost) であるというのである。原価もまた、取得時における取替原

価であってみれば、このような見解は原価主義会計の中に時価を導入する理論づけとしては、すぐれたものといいうるであろう。そこではすべてのものが、一応、取替原価として説明しうるからである。ところがそのステイトメントも取替原価をもつて一貫しているのではない。すなわち低価主義を適用するにあたっては、損失の発生を明瞭に示す証拠がないかぎり、損失を認識してはならないとの立場から、時価として取替原価を適用することに、いくつかの例外を求めている。すなわち見積販売価額から完成および処分のための費用を控除した金額が取替価額または再生産価額よりも低い場合には、取替原価よりも実現可能価額 (realizable value) が有用性の尺度としてより有効であり、また通常の営業過程における販売によって、ほぼ正常な利潤とともに、原価が回収される証拠があるかぎり、取替原価が低い場合であっても、損失を認識してはならないというのである。

ところが以上のことを論じたステイトメントは棚卸資産評価において、原価主義を離脱することが必要な場合として、物品の有用性 (the utility of goods) が、通常の営業過程においてこれを処分するさいに、原価を下回る

であろうという証拠の存在する場合をあげている。⁽³⁾このように物品の有用性の測定について、ある箇所では取替原価によるべきであるといい、またある箇所では売却時価によるべきであるとして、自家撞着に陥っている。また場合によっては、取替原価による場合もあれば、正味実現可能価額によることもあり、また正味実現可能価額から正常利益額を控除した額によることもあるなどして、⁽⁴⁾その適用に一貫性がない。さらにそれらの時価を適用することがそれが記載される貸借対照表における損益計算とはどのような関係をもつかについての考慮が全くはられていないことは正に致命的というべきであろう。

低価主義における時価は、投下された資金額のうちでの回収可能額、すなわち通常の営業過程において予想される正味実現可能価額によるべきである。このことは低価主義にそれが合理的期間投益計算に役立ちうるという理論的根拠を与えた(5)式によって示した貸借対照表的損益計算の構造にてらしてあきらかである。正味実現可能価額は、いうまでもなく、販売見積価額からそれを販売するまでに発生すると予想される一切の費用を控除した

残額である。したがって、商品および製品については、販売見積価額から見積販売費を控除した額であり、半製品、仕掛品、原材料については、さらにこれらのものを完成品とするまでに要する製造原価の見積額を控除して得られる。

ここに販売見積価額というのは、決算日現在のものである必要はない。本来、そのまままたは加工をして販売されることを目的とするこの種資産について、投下した資金が回収できるか否かは、販売されるときのことを予想してのことである。したがって、決算日現在において、時価の下落がいちじるしくても、販売されるときまで、その一部または全部が回収される可能性のある場合がある。このような場合にはその回復予想額まで引き下げればよい。それと原価との差額だけが正しい意味における回収不能額に相当するからである。したがって正味実現可能価額は、通常の営業過程で販売する場合における売価を決算日において決定するのに役立つかぎり、決算日以後における売価の変化をもふくめて、入手可能なすべての情報を考慮に入れて見積らなければならない。⁽⁵⁾この点において、このような低価主義は、企業の解散を前提

とする財産・資本計算的なものとは異なり、継続企業の損益計算に立脚した低価主義と称しうるであろう。

また原材料については正味実現可能価額を測定することは困難または不可能な場合が少なくない。二種以上の製品生産のために用いることのできるものの場合のごときこれである。しかし原材料はそのままの形で販売することを目的として保有するものではない。したがって、このような場合にも、原材料そのものとしての正味実現可能価額によるべきではない。このような場合には、その再調達原価をもって、便宜、それにかえることになるであろう。

- (1)(2) Committee on Accounting Procedure, American Institute of Accountants, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, New York 1953, p. 31.
- (3) Committee on Accounting Procedure, American Institute of Accountants, *op. cit.*, p. 30.
- (4) Committee on Accounting Procedure, American Institute of Accountants, *op. cit.*, p. 31.
- (5) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Recommendations on Accounting Principles*, Supplement No. 2, 1960, p. N 22・6.

六 低価主義における原価

低価主義において時価と比較されるべき原価について、帳簿価額すなわち低価主義の適用によって引下げられた価額をもって原価とみなす立場と、当初の原価すなわち原始原価とする立場との二つがある。

原価として原始原価をとる、いわゆる原価時価比較低価主義について、このような批判がある。すなわち、「低価法も棚卸資産原価を期間配分する手続であるとすれば、すでに前期の費用に配分した原価を再び当期の原価として取り上げることは原価配分の本義に反する⁽¹⁾」というのである。このような所論はある一定の会計処理を前提としてのみ妥当性をもつ。たとえばわがくにの法人税基本通達に見られるように、前期末における低価主義の適用にもとづく評価損を翌期首に戻入れて、翌期末にあらためて原始原価を配分するという方法をとれば、評価損として前期に配分された原価が後期以後においてあらためて配分されることとなり妥当ではない。そしてこのような処理によるかぎり、時価の反騰によって当期末の時価が前期末の時価を超える場合には、原始原価を限度

として、評価益という未実現利益の計上を強制することになり、この点からも原価として原始原価をとることは妥当ではないと⁽²⁾とされる。

しかしこのことからただちに原価として原始原価をとることは妥当ではないと結論するのはいささか早計の譏をまぬがれない。上のような批判は実は法人税法における原価時価比較低価主義に対するものである。しかしこれだけが原価時価比較低価主義、すなわち原価として原始原価をとる低価主義のもとにおける会計処理ではない。前期末の評価損を翌期首に戻入れないで、期末までそのままにしておき、原始原価の額を限度として、時価の反騰分だけ、前期末の評価損を戻入れるという処理も考えられる。このような処理のもとでは、すでに前期に費用として配分された原価のうちで戻入られるのは、時価の反騰分だけにかぎられる。したがって時価の反騰がないか、またはさらに下落した場合には、前期末の評価損は全く戻入られないことになる。そしてこの場合における戻入額は評価益または未実現利益の計上ではなくて、前期末における回収不能額の見積の修正を意味し、過年度における過大償却の修正による戻入額と類似

している。

このような処理によるかぎり、原価として原始原価を用いたとしても、「前期に費用に配分した原価を再び当期の原価として取り上げる」ことにならず、また結果として棚卸資産価格が引上げられることがあっても、それは評価益の計上ではなくて、前期における損失計上額の修正にもとづくものにほかならない。

以上は原価として原始原価を用いることについての批判に対する再批判である。そのような批判からは、原価として原始原価が妥当しないという論拠は見出されない。それどころか、原始原価こそ、正に低価主義における原価なのである。それは次のような理由にもとづく。

低価主義は、すでにのべたように、資金投下額のうちで回収不能見込額を費用とし、回収可能見込額をもって繰越価額とする基準である。したがって回収不能見込額または回収可能見込額との関連において問題となるのは、そのものへの資金投下額すなわち原始原価であって、前期末における回収見込額すなわち帳簿価額ではない。低価主義による評価額が記載される貸借対照表にお

ける損益計算の構造からは、低価主義における原価は原始原価であつて帳簿価額であつてはならない。

もっとも、原価として帳簿価額をとる方が、原始原価をとる場合にくらべて、低価主義による評価額は、一般的には少なく、したがつてより保守的な会計処理法といふのであろう。しかし保守主義は心情の問題であつて理論ではない。したがつてそれは理論の形成にあたつてはつとめて排除されるべき性格のものである。

- (1) 番場嘉一郎著 前掲書 九二四頁—九二五頁
- (2) 番場嘉一郎著 前掲書 九二六頁

七 低価主義と継続的適用

低価主義に関するいま一つの問題は、低価主義は每期継続適用しなければならないか否か、すなわち低価主義と継続性との関係である。連続意見書はこれについて次のようにのべている。すなわち「企業がたん低価基準を採用した以上は、価格の低落によつて棚卸資産原価の切下げを必要とする事態が発生している限り、低価評価を実行すべきである。」(第一三 一)として、低価主義も他の基準と同様、每期、継続的に適用すべきことをと

いている。

ところが連続意見書のこのような主張に対して山下教授はそれには根本的な誤謬があるとしてつよく批判しておられる。その要旨は次のとおりである。⁽¹⁾すなわち、低価主義というのは、本来、期間損益計算の観点からは合理性をもたないのは連続意見書の主張どおりであつて、企業会計原則が例外的に是認しているのはこのためである。したがつてこのような例外的基準の継続的適用を強制することは不合理な損益計算を強制することになり妥当ではないこと、また従来低価主義評価を行なつていた企業が原価主義評価に変更することは、適正な期間損益計算という観点からはいわば望ましい変更であつて、これを阻止すべき理論的根拠は存在しないこと、さらに低価主義は価格低落による評価損失を当期にはそれを負担しうする十分の収益があるとの理由から当期の収益によつてあらかじめ回収しようとする利益操作的意図をもつて適用されるものであるから、それは方法の変更によつて利益操作の余地を排除せんとする継続性の原則とは、本来、相容れないものであること等の理由から、低価主義について每期継続的に適用することを強制するこ

とは妥当ではないのである。

たしかに一方では「低価主義は、期間損益計算からすると合理性をもたない」としながら、他方では「価格の低落によって棚卸資産原価の引き下げを必要とする事態が発生している限り、低価基準を実行すべきである。」とする連続意見書の論理には首尾一貫性はなく、そこには論理的矛盾があり、正に誤謬をおかしている。その点に関する限り、山下教授の所論は正しい。しかしここでも問題は、低価主義は、はたして期間損益計算の見地からは合理性をもたないものか否かということである。それがもし合理性をもたないとすれば、低価主義から原価主義への変更は、損益計算的にはのぞましくかつ合理的であり、その継続適用を強制することは妥当ではないことになる。

ところが価格の下落がある場合には、低価主義こそ、期間損益計算からは妥当にして合理的な方法であるとするれば、「価格の低落によって棚卸資産原価の引き下げを必要とする事態が発生している限り」低価主義は必ず実行すべきであり、このような場合に低価主義によらないことがかえって期間損益計算からは妥当ではないとい

うことになる。

すでにのべたように、低価主義は期間損益計算の観点からは、十分に合理性をもつのみならず、価格の低落によって棚卸資産原価の引き下げを必要とする事態が発生している場合には、低価主義こそ合理的な期間損益計算のための基準である。これ以外の基準によるとすれば、適当な期間損益は算定できない。したがってこのような場合には、低価主義こそ準拠すべき唯一の基準であり、継続性の原則は所詮問題とはなり得ないのである。継続適用が問題になるのは、一つのものについて、二つ以上の合理的な基準が認められている場合にかぎられるからである。

(1) 山下教授のこのような主張は、次のものに展開されている。

山下勝治著『新版 会计学一般理論』千倉書房 昭三九
九七頁―九八頁

山下勝治「低価基準にみられる謬見」『会計』八二巻五
号

八 むすび

損益計算重視の思潮は、わが国には、企業会計原則

の制定を契機として、澎湃とわきおこった。その結果、貸借対照表は色あせたものとして、みすてられるか、さもなくば、いちじるしく軽視されているというのが現状である。しかし損益計算の重視ということはいうまでもなく、従来の財産Ⅱ資本計算偏重に対する反省でこそあれ、一般に主張し、また信ぜられていのように、それは決して貸借対照表から損益計算書への重点の移動を意味するものではない。それは企業会計の全構造、したがって貸借対照表もまた損益計算の観点から再構成すべきだということなのである。しかもその場合、貸借対照表は損益計算の副産物であったり、損益計算の補助手段であるというような形式的で空虚なものであってはならない。損益計算の立場からは貸借対照表は損益計算書と同程度に重要であり、貸借対照表では損益計算書とは別個な方法で損益が計算されていることを再認識すべきである。

本稿は、直接的には、財産Ⅱ資本計算の背景をもって

生成発展した低価主義も、その様相をかえて、合理的な損益計算にもよく奉仕しうるものであることを貸借対照表的損益計算構造の側面から明らかにし、あわせて低価主義の適用にもとづく諸問題も、そのような観点から一元的に理解すべきことを、損益計算の重視にともなう貸借対照表のあやまれる認識ないし軽視の傾向に対する反省にもとづいてかかれたものである。

しかし注意すべきは、このように貸借対照表を強調するとはいえ、それは決して財産Ⅱ資本計算的貸借対照表の復活をはからんとするものではないということである。すでに色あせてしまっている財産Ⅱ資本計算的財産貸借対照表と全く形式化されたシュマールレンバッハをもって代表される収益Ⅱ費用的損益貸借対照表の灰燼のなから、低価主義の再吟味によせて、資金、すなわち収入Ⅱ支出的損益貸借対照表を構想せんとするものなのである。

(一橋大学教授)